

平成23年度

男女共同参画の施策に関する推進状況報告書



登米市

～ 目 次 ～

- 1 登米市男女共同参画基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 計画の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 3 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ

【参考】

- ◎平成23年度登米市男女共同参画審議会の開催状況・・・・・・・・・・ 17 ページ
- ◎だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例・・ 18 ページ

1 登米市男女共同参画基本計画の概要

(1) 計画の趣旨

登米市は、平成17年4月に9町が合併し誕生しました。旧町での取り組みは中田町で平成16年1月に「男女共同参画なかだプラン」を策定していました。また、南方町では「南方女性委員会21」から「男女共同参画社会の実現に向けた提言書」が提出されており、それまで様々な男女共同参画の実現に向けての取り組みが行われてきました。

しかし、性別役割分担意識などの不平等はまだ存在し、様々な場面で個性や能力を発揮することを妨げる要因となっており、解決しなければならない課題は多く残されています。

男女が互いに特性を認め、個人として尊重し合い、地域・職場・家庭等のあらゆる分野で対等な構成員として生きがいと誇りを持ち、共に責任を分かち合える男女共同参画社会の構築に向けて取り組むことが必要です。

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、それに向けての取り組みを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

国の「男女共同参画基本計画」及び宮城県の「宮城県男女共同参画基本計画」などを踏まえ、登米市の上位計画である「登米市総合計画」に掲げる施策の方針を具現化し、登米市の男女共同参画社会の実現に向けた総合的な計画とするものです。

(3) 計画の期間

平成19年度から平成23年度までとします。

(4) 基本理念

男女が性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指すため、基本理念「男女が互いに認めあい、共生するまち登米」を定めます。

(5) 計画の体系

基本目標	基本方針	施策の方向性	
I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	1.男女平等の意識改革	(1)男女共同参画の意識啓発の推進	
		(2)男女間の暴力の根絶	
		(3)学習会、研修会、セミナー等の開催	
	2.男女平等教育の推進	(1)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	
(2)多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実	II 男女が共に参画するまちづくり	1.家庭生活における男女共同参画の推進	(1)男女の固定的な性別役割分担意識の改善
(2)家事・育児・介護等における協力の推進			
2.職場における男女共同参画の推進		(1)女性の雇用機会の拡充と支援	
		(2)男女雇用機会均等法等の周知	
		(3)仕事と育児・介護の両立支援	
		(4)農林業・自営業従事者の女性支援	
3.地域における男女共同参画の推進		(1)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	
		(2)コミュニティリーダーの育成・支援	
		(3)男女共同参画を推進する団体等の育成・支援	
4.政策・方針決定過程への女性の参画		(1)各種審議会等への女性の参画の促進	
III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり		1.安心して子育てできる環境づくりの推進	(1)子育て環境の整備
			(2)子育て支援体制の整備
	2.介護等へ支援	(1)介護保険サービスの充実	
		(2)介護休業制度の周知	
		(3)リハビリ施設の充実と人材育成	
		(4)男性の介護知識や介護技術の普及	

2 計画の取組み

《基本目標：I 男女が互いに人権を尊重し合うまちづくり》

基本方針：1. 男女平等の意識改革

施策の方向性：(1) 男女共同参画の意識啓発の推進
 (2) 男女間の暴力の根絶
 (3) 学習会、研修会、セミナー等の開催

【成果】

人権に関する講演会やDV（ドメスティック・バイオレンス）防止対策に関する学習機会を提供することにより、「男女間のあらゆる暴力の根絶」が男女共同参画の課題の一つであることを理解し、その課題解決の必要性について認識することができたと考えられます。また、電話相談の開設やDV被害を受けた当事者のみの話し合いの場を設けることにより、暴力を受けた被害者への支援体制の充実が図られました。

【課題】

近年増加傾向にあるDV被害者について、関係部署が連携を図りながら対応する必要があります。また、暴力を防ぐために若年層への意識啓発が重要となっています。

【今後の取組み】

暴力は重大な人権侵害であるということを認識し、正しい知識習得のための学習機会を継続して提供するとともに、被害者に対する支援や相談体制等のより一層の充実を図ります。

区分	取組内容・成果	担当課
【既存事業】 平和・人権・ 自治意識の啓発	◆人権を考える講演会「その夢をあきらめるな！」 講師：車いすバスケットボール 選手 京谷和幸氏 9/3開催 参加者 320名 対象：豊里中学校生	市民生活部 市民生活課
	◆人権を考える講演会「出会いの人生から学んだこと」 講師：弁護士 菊地幸夫氏 2/19開催 参加者 350名 対象：一般	
	◆人権の花運動 11/15～12/7 参加者 267名 対象：小学生 子供たちが協力して花を育てることにより、豊かな心を育ててもらふこと及び生命の尊さを実感してもらふことを狙いとして、錦織、上沼、石森、東郷、新田小学校にプランター・培養土・肥料・球根を配布し、児童が植栽・管理を行った。	

区分	取組内容・成果	担当課
【重点事業】 啓発事業の実施	◆男女共同参画に関するホームページの拡充 男女共同参画に関する講演会・講座等の周知	
	◆「広報とめ」掲載 5月号、7月号～12月号に男女共同参画に関する記事の掲載	
	◆第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画ダイジェスト 版リーフレットの配布	
【重点事業】 ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する学習機会の提供	◆DV防止対策支援者養成講座 全6日程12回開催(8/21、9/18、12/11、1/29、2/12、3/11) 午前：市民公開講座 午後：専門員研修 受講者：延べ304名	企画部 市民活動支援課
	◆DV被害者支援事業(パープルタイム) 全6回開催(8/24、9/14、12/14、1/11、2/15、3/21) 対象：離婚やDV被害に悩む当事者 参加者：延べ13名	
	◆DV防止対策電話相談 ハートほっとダイヤル(平成23年9月開設) 受付時間：月・水・金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前9時～午後4時	

基本方針：2. 男女平等教育の推進

施策の方向性：(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
 (2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実

【成果】

各種女性セミナーや研修会を通じて、参加者同士または団体間での新たなネットワークの構築や女性団体の活性化を図ることができました。

また、性に関する講座やデートDVに関する学習機会を提供し、正しい知識を習得することにより、男女間のあらゆる暴力根絶の推進が期待できます。

【課題】

男女平等教育の推進にあたっては、保育所や幼稚園、学校等の教育施設だけではなく、家庭や地域等と連携することが、より効果的であると考えられます。

【今後の取組み】

男女共同参画の視点に立った学校教育の推進にあたっては、児童・生徒や教職員のみならず、保護者や家庭との連携が必要であることから、啓発資料の配布や「学校だより」等を発行し、積極的に情報提供を行います。

区分	取組内容・成果	担当課
<p>【既存事業】 女性への学習機 会の提供</p>	<p>◆迫婦人団体指導者研修会 「いま見方を変えれば生き方も変わる」 11/20 開催 参加者 20 名 会場：仙台市の婦人会館 対象：迫 4 地区婦人団体役員</p>	<p>教育委員会 生涯学習課</p>
	<p>◆はさま女性のつどい 「呼吸器疾患と感染症の予防について」 9/3 開催 参加者 98 名 対象：迫地区全女性</p>	
	<p>◆登米市女性セミナー 5/26、6/23、7/14、8/25、9/29、10/20（6 回開催） 対象：市内居住または在勤の成人女性 30 名 参加者：22 名 学習会 6 回のうち、4 回以上受講した受講生に、教育長から修了証を授与する。16 名に授与した。</p>	
	<p>◆女性セミナーの開催 11/21 開催 対象：津山地区女性 9 人 内容：とんぼ玉教室</p>	
	<p>◆婦人のつどいの開催 2/12 開催 対象：津山地区女性 52 名 内容：講演会「たのしくなければ人生じゃない」</p>	
	<p>◆女性団体連絡協議会 団体間の交流事業を実施しており、交流・連携が図られている。ブックスタート事業におけるボランティアとして活動している</p>	
<p>【プロジェクト事業】</p>	<p>◆性と生の講座 実施学校数：8 校</p>	<p>市民生活部 健康推進課</p>
<p>学校との連携による男女平等教育プロジェクト</p>	<p>◆デートDV講習会 1/19 開催 対象：宮城県上沼高等学校 1 年生 53 名 内容「大切にしたい性と生」 講師：NPO 法人ハーティ仙台 代表理事 八幡悦子氏</p>	<p>企画部 市民活動支援課</p>

《基本目標：Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり》

基本方針：1. 家庭生活における男女共同参画の推進

施策の方向性：(1) 男女の固定的な性別役割分担意識の改善
(2) 家事・育児・介護等における協力の推進

【成 果】

各種イベントやホームページ、広報誌において、男女共同参画に関する情報提供を広く行うことにより、性別を問わず、育児や介護等の家庭生活にかかわる必要性について意識の醸成を図ることができました。

【課 題】

育児や介護等への関わりは女性が多く、アンケート調査（平成23年2月実施）によると、男性が仕事と家庭生活の両立を希望している割合が多いにもかかわらず、現実には仕事を優先しているという結果になっています。

【今後の取組み】

世代や性別に関係なく、家事や育児、介護などの家庭責任は男女が共に担うという意識醸成の啓発を行い、男性がより家庭生活にかかわることができるよう育児・介護休業制度の利用を推進します。

区分	取組内容・成果	担当課
【プロジェクト事業】 家庭の中での男女共同参画プロジェクト	◆各種イベント等でのリーフレットの配布、男女共同参画ホームページの充実	企画部 市民活動支援課
	◆男女共同参画地域参画推進講習会女性リーダー養成講座 ※「女性の地域参加のための啓発事業」へ掲載 第2日程 10/1 開催 テーマ：「なにか変だよ！子育てはママの役割？」 講師：仙台市子育てふれあいプラザのびすく仙台館長 伊藤任佐子 氏	

基本方針：2. 職場における男女共同参画の推進

施策の方向性：(1) 女性の雇用機会の拡充と支援
(2) 男女雇用機会均等法等の周知
(3) 仕事と育児・介護の両立支援
(4) 農林業・自営業従事者の女性支援

【成 果】

男性も女性も働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮し、生き生きと働き続ける環境整備を図るため、保育サービスや介護等への支援の充実に努めました。

【課 題】

アンケート調査の結果、男女が共に仕事と生活を両立したいと思う一方、男性の多くが仕事中心の生活になっており、家事等を行うことが難しい状況になっています。そのような状況から、家庭における女性の負担が大きくなっており、就業の継続や社会参画を困難なものとする要因となっています。

【今後の取組み】

男性も女性も仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう働き方の見直しを事業主等へ働きかけるとともに、社会の認識を深めるための意識啓発に努めます。

また、農林業・自営業従事者の女性支援として、女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。

区分	取組内容・成果	担当課
【既存事業】 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	◆各種団体等における男女共同参画に関する学習機会の提供 ◎「アグリレディーズとめ」学習会において、男女共同参画推進について講演 3/9 開催 対象：市内女性農業者等 25名	企画部 市民活動支援課

基本方針：3. 地域における男女共同参画の推進

- 施策の方向性：（１）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
（２）コミュニティリーダーの育成・支援
（３）男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

【成 果】

女性の地域参加のための啓発事業として開催した男女共同参画地域参画推進講習会においては、若年層の参加により地域課題となっている後継者育成の推進を図るとともに、地域に参画する必要性を理解しました。また、受講者同志の新しいネットワーク構築を図ることができました。

【課 題】

地域社会においては、性別による固定的な役割分担意識から生じる慣習等が依然として根強く残っており、男性も女性も積極的に地域活動に参画できる意識啓発が必要です。

【今後の取組み】

女性リーダーの育成にあたっては、今後も引き続き事業に取り組むとともに、女性が地域で活躍できる環境整備に努めます。また、男女共同参画の視点を持った団体の育成・支援を行うため、団体同士のネットワーク構築を図ります。

区分	取組内容・成果	担当課
【既存事業】 家庭や地域の教育力の向上	◆登米市子育てサポーター入門講座の開催 11/8、11/29、12/20（3回開催） 対象：市内在住または在勤で、子育て支援に関心があり、ボランティアとして支援活動をする意欲のある方 30名 参加者：20名 研修会3回すべて受講した受講生に教育長から修了証を授与する。（12名に授与）	教育委員会 生涯学習課
【重点事業】 女性の地域参加のための啓発事業	◆男女共同参画地域参画推進講習会女性リーダー養成講座 自省力UP講座「OH!TOME（おとめ）カフェ」 全6回開催（9/10、10/1、10/29、11/12、12/3、12/18） 受講生：市内女性17名	企画部 市民活動支援課

基本方針：4. 政策・方針決定過程への女性の参画

施策の方向性：（1）各種審議会等への女性の参画の促進

【成 果】

審議会等の意見を取り入れた政策や方針の決定にあたっては、男性の意見だけではなく、女性の意見も反映させることが必要であることから、審議会等委員への女性の登用を促進し、女性の参画の拡大を推進しました。その結果、各種審議会等委員における女性の数が毎年増加する傾向になっています。（16ページ参照）

【課 題】

審議会等委員における女性の数については増加傾向にあるものの、基本計画に掲げた目標値には達しておらず、また、特定の分野において男女の比率の偏りが見られます。

【今後の取組み】

市の審議会等委員への女性の登用にあたっては全庁的に推進するとともに、防災の分野等男性の比率が多い話し合いの場へ、女性が積極的に参画できるよう推進します。

区分	取組内容・成果	担当課
【既存事業】 市審議会等委員への女性の積極的登用	◆市の審議会等委員への女性の登用状況調査 調査実施：平成23年8月 宮城県及び内閣府へ報告し、平成24年1月公表 ※調査結果は16ページに記載。	企画部 市民活動支援課
【プロジェクト事業】 女性のエンパワーメント向上のためのプロジェクト	◆男女共同参画地域参画推進講習会女性リーダー養成講座 ※「女性の地域参加のための啓発事業」へ掲載	

《基本目標：Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》

基本方針：1. 安心して子育てできる環境づくりの推進

施策の方向性：(1) 子育て環境の整備
 (2) 子育て支援体制の整備

【成 果】

子育てに関わっている保護者に対し、紙面だけではなく、ホームページやモバイル等さまざまなツールを利用し、子育てに関する情報提供を積極的に行いました。子育て支援センターにおいては、乳児期からの参加・交流の場が図られてきています。

また、イベント開催時には託児を設置し、子育て世代が参加できるような支援を行いました。

【課 題】

母子・学校保健事業の訪問や相談において、対応が困難であるケースが増加傾向にあり、関係者間で役割を明確にし、チームとして対応することが求められます。また、出産後の訪問時には「妊娠中のことを学ぶ場」や「妊産婦同士が交流する場」を求める声が上がっています。

【今後の方向性】

子育てに関する相談や情報提供の充実を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、地域住民の自主的活動も含めた子育て支援体制の充実を図り、社会全体で子育てを担っていく環境づくりを推進します。

区分	取組内容・成果	担当課
【既存事業】 地域における子育て支援サービスの充実	◆子育て支援センター 箇所数 10箇所	福祉事務所 子育て支援課
【既存事業】 保育サービスの充実	◆認可保育所：19箇所 定員：1,300人 延長保育：9箇所 一時保育：5箇所 ・休日保育：ファミリーサポート事業で対応 ◆認可外保育施設：8箇所 ◆事業所内保育施設：1箇所	
【既存事業】 子育て支援のネットワークづくり	◆子育てマップ、子育てガイドブック作成 ◆市ホームページやモバイルとめを活用した子育て情報の提供	
【既存事業】 母子・学校保健事業	◆乳幼児健診 受診率：96.9%	市民生活部 健康推進課
	◆家庭訪問 件数：980件	
	◆相談 面接：3,128件 電話：1,719件	
	◆こんにちは赤ちゃんサロン 11回開催 延べ138名参	
【既存事業】 家庭教育の推進	◆迫子ども会育成フォーラム 「子ども会活動を支える人たち」 内容：元小学校長の基調講演とモデル地区からの地域活動実践発表及びパネルディスカッション。2/25開催 参加者：41名 対象：子ども会会員、小・PTA会員、指導者	教育委員会 生涯学習課
	◆家庭教育学級の開催 開催6/4 参加者：85名 対象：つやま幼稚園児、保護者 内容：ハッピーコンサート	
	◆「明日の親となる中学生の子育て理解講座」 南方中学校2/21開催 ・中学生99名 ・ボランティア6名 ・抱っこ体験協力者7名	
【既存事業】 子育て支援と子ども会の育成	◆横山小学校放課後子ども教室の開設 開設日：長期休業日を除く平日14時～18時に開設 参加児童数：15名	教育委員会 生涯学習課
	◆親子交流型の講座の開催 全5回開催 参加者：346名 対象：南方地区内の幼稚園、保育所	

区分	取組内容・成果	担当課
<p>【既存事業】 子育て支援と子ども会の育成</p>	<p>◆南方町子ども会育成指導者研修会『登米市の生徒指導の現状と課題』 5/11 開催 参加者：60名 講師：教育委員会生き生き学校支援室指導主事 大森誠志先生 対象：地区子ども会育成者</p>	<p>教育委員会 生涯学習課</p>
	<p>◆新春郷土かるた大会 1/5 開催 対象：地区子ども会 地元の産業、歴史、史跡等についてかるたを通し知ってもらい、児童及び保護者間の交流を図る。 ◎団体の部 5 チーム、個人の部 89 名 計 114 名参加</p>	
	<p>◆地区子ども会を対象に地区子ども会事業の活性化を図るため助成及び支援をする。 ◎モデル地区子ども会 3 地区 ◎子ども農園事業 10 地区 ◎子ども会夢活動支援事業 7 地区 ◎親が子に伝えたい思い出の事業 8 地区</p>	
	<p>◆青少年健全育成事業「作って遊ぼう」 2/26 開催 参加者 31 名 紙てっぽう、折り紙、メンコの製作。昔ながらの物作りや遊びを通し、親子とお年寄りなど世代間の交流を図るため実施。</p>	
	<p>◆子ども会☆ジュニア・リーダー・クリスマス会 12/10 開催 参加者：97 名 デコレーションクリスマスケーキ作成、子ども達の交流、親子の交流を目的に実施。</p>	
	<p>◆スキルアップ講座 対象 子育てボランティア 回数 年 2 回</p>	
<p>【プロジェクト事業】 ファミリーサポートセンター事業</p>	<p>◆会員数 (24.3.31 現在) ◎協力会員：52 人 ◎利用会員：48 人 ◎両方会員：5 人 計：105 人 ◎援助活動件数：211 件</p>	
<p>【プレミアム事業】 各種行事の託児の実施</p>	<p>◆女性リーダー養成講座 (6 日程) 託児設置回数：2 回</p>	<p>企画部 市民活動支援課</p>

基本方針：2. 介護等への支援

- 施策の方向性：(1) 介護保険サービスの充実
(2) 介護休業制度の周知
(3) リハビリ施設の充実と人材育成
(4) 男性の介護知識や介護技術の普及

【成 果】

介護に関する情報を積極的に提供し、介護保険制度の理解を深めるための啓発に努めるとともに、包括支援センターや市内各施設等と連携をとりながら、介護に携わる人材の育成や要介護状態の軽減又は悪化防止に向けて、サービスの充実に図りました。

また、在宅の高齢者に各種の高齢者福祉サービスを提供し、要介護状態の予防、生活支援や見守りなど高齢者福祉の増進に努めるとともに、高齢者自身の意欲を引き出し、生涯にわたって元気で活力のある社会を構築するため、高齢者介護予防事業を推進しました。

【課 題】

高齢者福祉事業については、サービス利用が増加傾向にあり、費用も大きくなってきていることから、サービス内容や費用と効果を検証しながら、福祉の向上が図られるよう努めます。

また、高齢者保健事業について、地域住民のコミュニティづくりの輪を広げること、また高齢者が高齢者を支え合える地域づくりのために地域での活動状況を把握する仕組みづくりや、関係機関と目的を共有・連携した事業を展開する必要があります。

【今後の取組み】

高齢者が生きがいをもって暮らし、自立した生活を続けられるよう利用者への円滑なサービス提供に努めるとともに、支援体制の強化を図りながら認知症の相談や研修事業を実施し、家族介護を支援します。

また、地域での状況を定期的に把握し、支所ごとの状況に合わせて関係機関と連携を図り、協働で事業を推進します。

区分	取組内容・成果	担当課
【既存事業】 高齢者福祉事業	◆養護老人ホーム入所判定委員会の開催 全5回開催、9人の入所措置を決定している。	福祉事務所 長寿介護課
	◆家族介護用品支給券 ・2,000円券：1,924人 16,196枚 ・2,500円券：512人 8,346枚 ・4,000円券：204人 3,165枚	

区分	取組内容・成果	担当課
【既存事業】 高齢者福祉事業	◆家族介護支援レスパイト事業 ・グループホーム（2人）：10日 ・生活支援ハウス（3人）：36日 ・きたかみ園（7人）：207日	福祉事務所 長寿介護課
	◆家族介護支援事業（支所単位で年2回、市全体で1回開催） 20回、218人	
	◆認知症相談・研修事業 ・認知症専門相談 3回、5人 ・認知症介護家族のつどい 4回、16人 ・認知症サポーター養成講座 7回、201人	
【既存事業】 介護保険事業 （居宅サービス）	・訪問介護：8,333件 ・訪問入浴介護：3,139件 ・訪問看護：5,455件 ・訪問リハビリテーション：98件 ・居宅療養管理指導：3,278件 ・通所介護：22,808件 ・通所リハビリテーション：3,781件 ・短期入所生活介護：3,664件 ・短期入所療養介護：557件 ・特定施設入居者生活介護：247件 ・福祉用具貸与：15,969件 ・特定福祉用具販売：436件	
【既存事業】 介護保険事業 （施設サービス）	・介護老人福祉施設：4,266件 ・介護老人保健施設：4,491件 ・介護療養型医療施設：24件	
【既存事業】 介護保険事業（地域密着型サービス）	・認知症対応型通所介護：281件 ・認知症対応型共同生活介護：1,876件 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護：1,107件	
【既存事業】 高齢者保健事業	◆和話輪推進研修会（リーダー養成フォローアップ研修名称改め）：9支所で実施 参加者数：延1,597人	市民生活部 健康推進課
	◆リーダーの地域での活動状況：伝達回数356回 伝達人数4,662人	
	◆地域での自主活動状況調査の実施（教育委員会関係、社会福祉協議会等）により、課題の共有につながった。	

- ◆「既存事業」とは・・・「登米市生涯学習推進計画」などの他の個別計画において、すでに計画されている事業で、登米市男女共同参画基本計画に関連する事業です。
- ◆「重点事業」とは・・・基本計画の目標を達成するために重点的に実施する事業で、主に男女共同参画主管課により実施を計画する事業です。
- ◆「プロジェクト事業」とは・・・「登米市男女共同参画行動計画」の策定にあたり、男女共同参画社会の実現に向け、新規に取り組む事業として検討・計画する事業です。
- ◆「プレミアム事業」とは・・・プロジェクト事業の中でも特に重点的に行う事業として検討・計画する事業です。実施にあたっては、市民やNPO団体等・企業・各行政部署との協働による取組みを働きかけるものです。

《市役所内部での取り組み》

区分	取組内容・成果	担当課
職員の勤務環境に関するもの	<p>職員に子育てに関する制度の周知や説明等を随時行い、仕事と子育ての両立を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底 ◎妊娠中及び出産後における配慮 ◎男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進 平成 23 年度に取得した者：実績なし ◎男性職員の「育児休業」の取得促進 平成 23 年度に取得した者：実績なし ◎妻の出産休暇の取得の促進 平成 23 年度に取得した者：13 名 ◎出産休暇を願い出た職員等への個別説明 ◎出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理、福利厚生に関するもの ・所属業務に係るもの ◎育児休業を取得しやすい環境の整備等 平成 23 年度に育児休業を取得した者：19 名 平成 22 年度以前から引き続き取得している者：26 名 平成 23 年度に部分休業を取得した者：1 名 ◎時間外勤務の縮減のための意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの徹底 平成 23 年度実施率：91.88% ・週休日の振替又は勤務時間の割振り変更及び代休日の指定の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の簡素合理化の推進 ・健康面における配慮 ◎年次有給休暇の取得の促進 平成 23 年実績：8.8 日／年 ◎来庁者に対する環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備、接遇の向上 ◎子どもの職場学習機会の積極的な提供 <ul style="list-style-type: none"> ・社会見学、職場訪問、個別学習受け入れ ◎子どもと触れ合う機会の充実 	総務部 人事課
	<ul style="list-style-type: none"> ◎登米市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・苦情相談担当職員の設置 	男女共同参画 推進の観点か らの職場内環 境改善プロジ ェクト

3 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況

(1) 目標値の達成状況

項目	H18年 数 値 ※1	目 標 値	H23年 数 値 ※2
基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり			
「男女共同参画」の具体的内容の認知度	39.8%	50%	72.0%
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	37.5%	50%	55.5%
基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり			
家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	24.7%	50%	27.7%
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	23.2%	50%	21.2%
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	25.6%	50%	19.4%
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	12.6%	50%	11.8%
各種審議会等委員への女性の登用率※3	20.5%	30%	25.8%
女性委員のいる各種審議会等の数※3	69.0%	86%	72.2%

※1 平成18年7月に実施した市民アンケート調査による数値

※2 平成23年1月に実施した市民アンケート調査による数値

※3 宮城県「市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」による報告数値

(2) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

【参考】：平成23年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告

No	項目	登米市	宮城県平均	最多市町村
1	女性議員の割合	6.7%	8.7%	33.3% (柴田町)
2	市役所の女性職員の割合	管理職※	20.2%	13.5% (富谷町)
		うち一般行政職	2.1%	10.8% (富谷町)
		管理職以外の職員	48.4%	43.8% (涌谷町)
		総計	44.9%	40.4% (涌谷町)
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況	小学校	0%	85.7% (富谷町)
		中学校	0%	80.0% (名取市)
4	公民館長への女性の就任状況	0%	4.3%	100% (塩釜市、松島町)
5	自治会長への女性の就任状況	1.7%	3.6%	8.9% (仙台市)
6	女性委員がいる各種審議会等の数	78.1%	74.2%	91.0% (仙台市)
7	各種審議会等委員への女性の登用状況	25.8%	23.6%	39.3% (富谷町)

※「管理職」とは、課長及びこれに相当する職以上（一般行政職、研究職、医師職、福祉職、看護・保健職、消防職等を含む）とし、公立学校の校長・教頭、幼稚園の園長及び嘱託・臨時職員は除きます。

平成23年度登米市男女共同参画審議会の開催状況

《第1回審議会》

開催日：平成24年2月10日（金）

開催場所：登米市役所迫庁舎第4委員会室

【内容】

- ・ 審議会委員への委嘱状の交付
- ・ 会長並びに副会長の選任
- ・ 第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画について（諮問）
- ・ 登米市男女共同参画審議会の公開について
- ・ 今後のスケジュールについて

《第2回審議会》

開催日：平成24年2月28日（火）

開催場所：登米市迫公民館視聴覚室

【協議内容】

- ・ 第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画（案）について

《第3回審議会》

開催日：平成24年3月5日（月）

開催場所：登米市迫公民館研修室

【協議内容】

- ・ 第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画（案）について
- ・ 答申書の提出日程について

《第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画答申書の提出》

提出日：平成24年3月11日（日）

場所：中田農村環境改善センター 研修室

だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第18条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第19条—第21条）

第4章 男女共同参画審議会（第22条—第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市（以下「市」といいます。）、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等

しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。

- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
 - ア 市内に居住する人
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ウ 市内の学校に在学する人
 - エ 市内に滞在する人
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。

- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

- 2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

- 2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。
- 3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第12条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第13条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第14条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人とし

て能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第 15 条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第 16 条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第 18 条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第 19 条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第 20 条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 21 条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分

担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第9条第2項に規定する事項

(2) 第18条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する人

(2) 関係団体の推薦を受けた人

(3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。
（登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年登米市条例第 48 号）の一部を次のように改正します。

別表に次のように加えます。

登米市男女共同 参画審議会	会長	日額	7,000 円	職員旅費適用	1,800 円
	委員	日額	6,000 円	職員旅費適用	1,800 円

登米市企画部市民活動支援課

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-22-2173

F A X：0220-22-9164

E-mail：shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

平成24年9月